令和 8 年度 県立松蔭高等学校教育改革伴走支援業務委託仕様書

1　委託事業の名称

令和８年度 県立松蔭高等学校教育改革伴走支援業務

2　業務の目的

愛知県立松蔭高等学校（以下「学校」という。）において、産業界、大学及び地域の関係機関等との連携を通じ、文理を問わず理数的素養を使いこなし、デジタル、アート及びアントレプレナーシップを組み合わせて新たな価値を創造する人材を育成する。

本業務は、県教育委員会が文部科学省に提出し、承認及び交付決定の前提となった別添 1「事業計画書」（以下「計画書」という。）に基づき、その教育のねらい及び取組内容を、学校及び連携先との協議を通じて具体的な実行計画にするものである。令和 9 年度（2027 年度）4 月からの円滑な実施と令和 10 年度（2028 年度）の取組に向け、計画の具体化、外部連携及び人員体制の整備、教員研修、教員の業務支援並びに広報を行う。

3　委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4　委託業務の内容

以下の（1）から（7）を実施すること。具体的な方法、日程、配置人数、研修回数等は、業務の目的及び残された委託期間を踏まえて企画提案し、県教育委員会及び学校との協議により定めること。（8）は任意の付加提案とする。

令和 8 年度は実施に向けた準備と体制整備を中心とし、生徒を対象とする授業・教育プログラムの実施は必須としない。令和 9 年度及び令和 10 年度の教育活動は本業務で実施計画を策定する対象であり、その実施自体は本委託期間に含まない。

（1）事業全体の進捗管理及び情報共有

業務責任者を定め、県教育委員会及び学校と定期的に進捗、課題及び今後の対応を共有すること。会議・協議の結果、計画書に記載された連携先ごとの打合せ・調整状況、合意事項及び未合意事項及び実施計画の決定事項・継続検討事項を整理し、令和 9 年度の実施担当者が引き継げる状態にすること。

県教育委員会が行う他の改革先導拠点校や協力校との情報共有・連絡調整に協力すること。共有の方法及び頻度は、委託期間と準備状況を踏まえ、県教育委員会と協議して定めること。

（2）校内及び関係機関との協議調整と実施計画の策定

計画書及び別添 2「事業計画の概要資料」を確認し、学校の管理職、担当教員及び関係スタッフ等と会議・調整を行うこと。計画書の記載事項について、学校の教育課程、既存の取組、準備状況及び実施上の課題を把握し、具体化が必要な事項を整理すること。

計画書に記載された連携団体、企業、大学その他の関係機関等との打合せ・協議及び連絡調整を行うこと。各機関の参画意向、協力可能な内容・時期・体制、役割分担及び実施条件を確認し、実行計画に反映すること。必要に応じて新たな連携先も開拓すること。

これらの協議結果を踏まえ、計画書に記載された取組を具体化するため、教科「理数」及び価値創造に関する学習、企業・大学等による探究の伴走支援、データサイエンスを含む理数教育やアントレプレナーシップ教育、アートやデジタルを含む教育等について、令和 9 年度及び令和 10 年度の具体的な実行計画として実施計画を学校と共同で策定すること。なお、理数教育とアントレプレナーシップ教育は別々のものとして整理するのではなく、一体的な充実を図るカリキ

ュラムとすること。計画には、教育のねらい、対象学年等、年間の進め方、連携先の役割、実施体制、必要な準備及び成果の確認方法を示し、令和９年度４月の開始に必要な調整を委託期間内に行うこと。

（3）実施を担う人員の確保に向けた調整及び育成

学校と外部機関をつなぐコーディネーターその他必要な人材について、本年度中に必要な人材を確保し、学校等に配置すること。

なお、必要な職種、人数、経験・能力、配置方法は、実施計画に即して企画提案すること。

（4）教員研修の実施

教員がネクストハイスクール構想の意義やねらい、学校が目指す教育及び外部人材と協働する意義を理解し、校内で共通認識を形成できるよう、令和８年度中に教員研修を企画・実施すること。

研修は、学校の課題や教員の状況を踏まえ、令和９年度以降の指導、教材研究及び校内の協働につながる内容とすること。対象、内容、講師、実施方法及び回数は企画提案すること。

（5）教員の時間を確保するための業務支援

教員が事業に係る打合せ、指導の準備、教材研究等に必要な時間を確保できるよう、令和８年度の委託期間内に、必要に応じてサポート人材等を配置するなどして、教員が行っている業務のうち支援可能な業務を担うこと。配置計画の作成にとどまらず、学校の実情に応じて業務支援を実施すること。

対象業務は学校との協議により定めること。連絡調整、資料の作成・整理、会議や行事の準備等を例として、教員の負担軽減につながる業務、配置人数・時間、実施体制及び効果の確認方法を企画提案すること。

（6）構想の趣旨及び学校の魅力を伝える広報の実施

中学生、保護者、中学校・高等学校の教員等に対し、ネクストハイスクール構想の趣旨、学校が目指す教育及び公立高校としての新たな魅力が伝わるよう、広報を企画し提案し、令和８年度中に実施すること。

対象に応じた伝え方、媒体及び実施方法を企画提案すること。発信内容は県教育委員会及び学校の確認を受け、実施済みの取組と今後の計画を区別して伝えること。協力校等への情報提供と連携にも配慮すること。

（7）事業評価基盤の構築

本事業による教育改革の成果及び課題を継続的かつ客観的に把握できるよう、令和８年度において生徒、教員、学校及び地域連携の現状を把握するための評価手法を検討し、評価基盤を構築すること。

生徒の主体性、探究力、アントレプレナーシップ、キャリア意識、地域・社会への関心及び自己効力感等を把握するための調査項目及び測定方法を提案するとともに、教員の意識変容や組織的な取組状況について把握するための指標を整理すること。

また、既存の評価ツールの活用又は新たな評価手法の導入について検討し、令和９年度以降に継続して実施できる評価計画を策定すること。必要に応じて、生徒及び教員を対象としたベースライン調査を実施し、その結果を取りまとめること。

（8）事業の推進に資する付加提案

上記業務の効果を高める取組を任意で企画提案できる。令和 10 年度の取組を見据えた生徒等へのオリエンテーションや教育プログラムの試行等を含めることができる。付加提案がないことにより、本仕様書の必須業務を満たさないものとは扱わない。

提案に当たっては、目的、対象、内容、期待される効果、学校側の負担及び必要経費を示すこと。必須業務の履行を前提として、委託期間内に実施可能な内容とし、実施の可否及び範囲は県教育委員会及び学校との協議により定めること。

5　成果物

成果物は以下のとおりとし、委託期間内に提出すること。令和 9 年度 4 月の実施に必要な資料は、年度末の一括提出に限らず、学校との協議に応じて順次共有すること。なお、受託者は、契約締結後速やかに委託期間中の業務実施計画及び工程表を提出すること。

（1）委託業務実施報告書

業務の実施内容、成果及び残された課題を取りまとめた報告書を、紙媒体 3 部及び電子媒体 1 部提出すること。

（2）実施計画及び関係資料

計画書の記載事項との対応が分かる令和 9 年度・令和 10 年度の実施計画、人員体制及び育成・研修の記録、教員研修の資料・記録、教員への業務支援の実績、広報制作物・実施記録、計画書に記載された連携団体・企業等との打合せ・協議記録及び調整結果並びに次年度への引継ぎ資料を提出すること。付加提案を実施した場合は、その実施結果を含めること。

また、生徒、教員及び学校組織の現状分析結果、評価指標一覧、評価ツールの選定又は開発結果、ベースライン調査結果及び令和 9 年度以降の評価実施計画を提出すること。

各資料は報告書に添付又は一体化して差し支えない。実施計画等の今後更新が必要な資料は、編集可能な電子データで提出すること。未確定事項は推測で埋めず、協議状況及び今後必要な対応を明記すること。

（3）その他

本委託業務の範囲内で県教育委員会が指示する資料。

6　業務における留意事項

（1）計画書を業務の基本的な前提とすること。ただし、計画書の記載のみをもって、学校及び連携先との実施条件や役割分担の合意が完了しているものとは扱わない。受託者は協議を通じて具体化し、計画書との相違や変更の必要が生じた場合は、独自に変更せず、県教育委員会及び学校に報告・協議すること。計画変更に係る判断及び必要な手続は県教育委員会が行う。

（2）施設・設備の整備及び機器の購入は本業務に含まない。教育活動の実施に必要な整備状況の確認や関係事業者との調整は、本業務の範囲で行うこと。

（3）令和 9 年度以降の業務の契約又は経費の支出を本仕様書により確約するものではない。次年度への人員体制及び引継ぎに必要な条件は、県教育委員会及び学校と共有すること。

（4）受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることをしてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と考えられる業務については、委託者と協議の上業務の一部を再委託することができる。再委託先、再委託する業務の内容・範囲及び実施体制は企画提案書に記載すること。受託者は、業務全体の統括、学校・県教育委員会との調整並びに再委託先の管理及び成果の確認を自ら行い、再委託した業務を含めて履行の責任を負うこと。

（5）受託者は、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。業務上知り得た秘密を漏らしてはならず、契約終了後も同様とする。個人情報等の保護すべき情報は適切に管理すること。

（6）本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、県教育委員会と協議の上、決定すること。

別添資料

別添１　申請書事業計画書（各拠点）
　　愛知県立松蔭高等学校に係る事業計画書

別添２　事業計画の概要資料
　　愛知県立松蔭高等学校に係る概要資料